

令和8年7月7日

見附市規則第19号

見附市国民健康保険税条例施行規則（平成 7 年見附市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号

[illegible][illegible]

- 不平等の存在は、この憲法に記された平等の原則と背するものがあるから、この憲法を捨てた翌日の翌日から起算して3か月以内の間に、市議会に於いて憲法改正の案を提出することです。この期限の満了の翌日、市議会に於いて、この期限満了後6か月以内に市議会（市長と議員の両者）によって提起することと規定することが出来ます。
- 憲法改正の議論は、この期限満了後提起される討論の場において提起されるべき議論ではないと主張することが出来ないといわれています。この議論が、この期限満了後6か月以内に市議会に於いて提起されるべき議論であり、この期限満了後提起される議論ではないと主張することは出来ないといわれています。この期限満了後提起される議論は、この期限満了後提起される議論であり、この期限満了後提起される議論ではないと主張することは出来ないといわれています。
- 憲法改正と関係する事項は、この期限満了後提起されるべき議論であり、この期限満了後提起される議論ではないと主張することは出来ないといわれています。

新潟県見附市

納付書兼納入済通知書

取りま
との品

加入 者名	口座 番号	税(料) 額	円	
収納機関 番号	納付 番号	課税 番号	納付 区分	円
年度	期別	督促 手数料		
通知書 番号	納期限	円		

延滞金	合計金額
円	円

氏名

C V S
収納用

新潟県見附市 15211
(領収日付印)

見附市/コンビニ本部控

コンビニ取扱期限

上記のとおり領収しましたので通知します。

※右の場合、コンビニ納付及びスマや決済はできません。①コンビニ取扱期限を過ぎている ②金額を訂正した ③バーコードの印字がない ④破損・汚れてバーコードが読み取れない ※A T Mでのお取扱いはできません。

※この納入済通知書は取扱機械に読まれますので、折ったり汚したりしないでください。

新潟県見附市原符兼納入書

新潟県見附市領収証書

加入者名	口座番号
氏名	
通知書番号	期別
納期限	税(料)額
督促手数料	延滞金
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

加入者名

口座番号

領収日付印

新潟県見附市 15211
(領収日付印)

金融機関控

コンビニ店舗控

納付者保管

収入印紙不備

お問合せ先は裏面に記載しています。

お支払いの額は切り離さずにご提出ください。

様式第4号

[illegible][illegible]

新潟県見附市原符兼納入書

加入者名	
口座番号	

氏名	
----	--

通知書番号	
期 別	
納 期 限	
税 (料) 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

氏名	
通知書番号	
期 別	
税 (料) 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

上記のとおり領収しました。

加入者
 口座
 番号

※この領収証書は大切に保管してください。

※他領収のないものは無効です。

新潟県見附市 15211

(領収日付印)

金融機関控 コンビニ店補助

(領収日付印) 新潟県見附市

納付者印 収入印紙不要
お問合せ先は裏面に記載しています。

上記の金額を
納付します。

□ お支払いの期は必ず期日に納付をお願いします。

様式第 5 号の 2 を次のように改める。

様式第 5 号の 2

(宛名) 見 附 市 長

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免申請書

次のとおり 年度の国民健康保険税について減免を申請します。

住 所		電話番号	
世帯主名		申 請 日	
国保番号			
旧被扶養者の氏名	生年月日		旧被扶養者の資格取得日

※次年度（2 年目）も減免対象となる場合はこの決定通知書により次年度の通知を省略します。

事務処理欄（記入しないでください。）

年度 国民健康保険税年税額 A				減免額 B	減免後年税額 A－B
円				円	円
内 訳	医療	所得割	円	円	円
		均等割	円	円	円
		平等割	円	円	円
	支援	所得割	円	円	円
		均等割	円	円	円
		平等割	円	円	円
	介護	所得割	円	円	円
		均等割	円	円	円
	子ども	所得割	円	円	円
		均等割	円	円	円
		18 歳以上 被保険者均等割	円	円	円

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号

国民健康保険税減免承認（不承認）通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

見附市長

年 月 日 付にて申請のあった減免申請書に対して、次のとおり 承認 ・ 不承認 と決定しましたので
通 知いたします。

年	通知書番号		国保番号											
期 別	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	随時期	
保険税合計額														
減免前	医療分													
	支援分													
	介護分													
	子ども分													
減免税額														
差引納付額														
減免後	医療分													
	支援分													
	介護分													
	子ども分													
減免承認の理由														
特記事項														

注)この通知について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して
審査請求をすることができます。

様式第 6 号の 2 を次のように改める。

様式第 6 号の 2

住所

氏名 様

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった減免申請書に対して、次の通り 承認 ・ 不承認 と
決定しましたので通知します。

年 月 日

見附市長

住 所		電話番号	
世帯主名		申 請 日	
国保番号			
旧被扶養者の氏名	生年月日	旧被扶養者の資格取得日	

※次年度（2 年目）も減免対象となる場合はこの決定通知書により次年度の通知を省略します。

減免の内容

年度 国民健康保険税年税額 A			減免額 B	減免後年税額 A－B
円			円	円
内 訳	医 療 給 付 費 分	円	円	円
	後期高齢者支援金分	円	円	円
	介 護 納 付 金 分	円	円	円
	子ども・子育て支援納付金分	円	円	円

不服申立

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できることとされています。ただし、①審査請求があった日から 3 か月経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則により定められている様式による用紙は、そのまま使用し又は当分の間所要の調整をして使用することができるものとする。